

## 令和5年度 第10回広陵町定例教育委員会 会議

### ○ 開会及び閉会

令和6年1月22日(月) 午後 2時00分開会  
同日 午後 4時04分閉会

開催場所：広陵町役場 3階 第1委員会室

### ○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、  
2番委員:奥田俊詞、3番委員:白井 有香

### 委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
図書館長	尾藤 肇子
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

## 4 議案 (1) 広陵町立学校の管理運営に関する規則及び広陵町立幼稚園の管理運営に関する規

### 則の一部を改正する規則について

○教育長 それでは、議案に移らせていただきます。

まず一つ目でございます。広陵町立学校の管理運営に関する規則及び広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙をご参照ください。

これについては、教育総務課長、よろしくお願いします。

○教育総務課長 それでは、別紙の広陵町立学校の管理運営に関する規則及び広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の概要から説明させていただきます。

一つ目、改正理由です。地球温暖化等の影響から8月下旬であっても例年猛暑となっており、熱中症のリスクが高まっていることに鑑み、夏季休業期間を8月末まで延長するため、所要の改正を行うとともに、卒業式及び卒園式の期日に係る規定の見直しを行うものです。夏休みの延長と、卒業式、卒園式の改定ということになります。

2、改正内容です。(1) 学期及び夏季休業日の変更。8月24日までとされていた夏季休業日を8月末まで延長することに伴い、1学期を4月1日から8月31日までと、2学期を9月1日から12月31日までとするもの。

二つ目です。(2) 卒業式及び卒園式の期日等の見直し。町内学校だけでなく、県内学校の卒業式等の日程も考慮して柔軟に対応できるよう、卒業式及び卒園式の期日を3月15日から3月31日までから3月1日から3月31日までに変更するとともに、不要な文言を削るものです。3枚目の新旧対照表を見ていただくのが一番見やすいと思います。この二つの改正について、協議をよろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。

今説明をしていただいたとおりでございます。分かりやすいのは、新旧対照表を見ていただけたら

と思います。

現行では、8月24日から8月31日というので変えております。第2学期が8月25日から9月1日ということです。それから、卒業式については、3月1日から3月31日までの間にさせていただいております。そのことについてどうでしょうか。

一つこれは委員の皆様には知っておいていただきたいのですが、これはあくまでも町立学校と町立幼稚園です。もう一つは、こども園は条例でうたわれております。特に、こども園については、1号認定の子どもたちは幼稚園と同じ形になりますので、基本的には9月1日、今までは8月25日とあったのが9月1日になるのです。そこがこども課でも悩んでくれてたみたいですが、ただ、この形で進もうという話をさせていただいております。若干子どもたちにとって、小学校と幼稚園はもうこの形で行くんですが、こども園の2号認定の子どもたちも、普通だったら一緒になるけど、2号認定自体は土曜日も保育をさせていただいておりますので、そこは若干違う部分があります。一緒にしてくれということもひょっとしたら出てくるのかなという懸念もあるんですが、規則としてはこういう形で、いわゆる町立学校に準じた形での幼稚園の改正ということで進んでます。こども園についてはまた対応という、一応は協議はさせていただいたのですが、こども園はこども園という対応でいきたいと思っております。以上です。このことについて、何かご質問とかご意見ございますでしょうか。

**○教育委員C** すみません。この3条の夏季休業日は7月21日から、全然今関係ないんですが、7月21日からはもともと決まってたんですね。夏季休業日。私、子どもの日からしたら、必ず21日からだったのかなとちょっと疑問があったんですけど。

**○教育総務課長** 土日の関係で、前に来ますね。20日が終業日だったり。

**○教育長** それとあともう一つは、7月に、月曜日か、海の日とも重なってくる状況がありますよね。海の日もハッピーマンデーになってたのかな、あれは。海の日も。海の日は月曜日です。だからそれでちょっと重なって、もっと早くなったりとかするときもあったと思うのです。だから、7月18日ぐらいから入るときもあったと思います。

**○教育委員C** それ動くことというのはまずないのですね。

**○教育長** 基本的には7月21日からというのは運営規則で定められてた期間なので。

**○教育委員C** ここは幅を持たせなくていいのかなと思った疑問です。1学期時数が足りないとかとなったときに動かせるようにしとかなくていいのかなと思ったんです。

**○教育長** 1学期だけでその授業時数を確保ということはしません。大体一年を通して、少なくとも2学期で何とか対応しようとするので。

**○教育委員C** 2学期、3学期で合わせますね。分かりました。

**○教育長** ありがとうございます。ほかございませんでしょうか。

それでは、一つ目の規則改正については、ご了承いただけましたでしょうか。ありがとうございます。この結果を受けまして、明日に議員懇談会がございます。そこで、私か部長から議員にこの規則の改正について話をさせていただきます。また、明後日に、区長・自治会長会がございます。そのときにも話をさせていただこうと思います。それはあくまでも保護者には伝えておりませんので、区長、自治会長の方にとめてほしいという話をさせてもらおうと思います。区長、自治会長から、こんな決まったよと先に伝わっていくのはよくないと思いますので、そこは抑えてほしいという話をさせていただこうと思ってます。以上でございます。それでは、一つ目を終わらせていただきます。

#### 4 議案 (2) 広陵町立学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

**○教育長** 続いて、二つ目、広陵町立学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則について、別紙ご参照ください。これも教育総務課長、よろしくお願ひします。

**○教育総務課長** 広陵町立学校給食費徴収条例規則の一部を改正する規則をここに公布するという公布文がまずあるんですが、1枚めくっていただきまして、新旧対照表から説明させていただきたいと思ひます。

こちらの改正ですが、条例がこの12月議会で一部改正をさせていただいたことに伴ひまして、附

則の部分の少し改正させていただく分です。左側の改正案と書いている部分です。二つ目を見ていただきたいと思います。

令和5年度から令和7年度までにおける学校給食費の特例とさせていただきます、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に、広陵町立小学校で実施する学校給食における第3条、第4条及び第6条の規定の適用については、第3条第1項中、条例第2条に定めるそれぞれの月額とあるのは4,200円と、第4条第2項ただし書中、条例第2条に定める額とあるのは4,200円と、同項第1号中、条例第2条に定める給食費の月額とあるのは4,200円、第6条第1項ただし書中、条例第2条に定める額とあるのは4,200円とするという、月額の部分に4,200円と入れさせてもらうことになるんですが、条例では令和7年度末まで特例措置を延長させていただきましたので、大きくはそのことなんですが、規則がそれに伴って4,200円と改正させていただいているという部分になります。説明は以上です。

**○教育長** ありがとうございます。現状の4,200円、保護者負担は4,200円です。ただ、作っていただいている実際の額というのは4,600円です。4,600円でずっと提供はさせていただいているのですが、値上げ分だけは町の負担というか一般財源から給食特別会計のほうに繰入れということで、400円を町が負担しているということです。月額4,200円は保護者としては前と変わらないということです。それが令和8年3月31日までになつてということをご理解いただけたらと思います。これについて、何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。これはあくまで小学校の給食なんです。本来は中学校も改正していかなきゃならないんですが、中学校は香芝との共同学校給食になっておりまして、かなり厳しいかなと私は思っているんです。中学校給食は、ゼリーとかの付け合わせなどは結構ついてないです。最近。かわいそうやなと思うのですが、副食費を何とか捻出するために、そういった付け合わせがどんどん減つてるといような状況らしいです。それだったら値上げしたほうがいいのかと思ってるんですが、香芝がなかなかそれをうんと言ってくれない状況がありまして。実際、4,500円ですので、かなり厳しいと思います。物価上昇の関係。しかも、カロリー的にいっても、量的にもやはり中学生が多いですので、厳しいなと思ってるんですが、再来年には何とかしたいなと私は思っているんです。ずっと香芝には言うてるんですが、ちょっとそんな状況も付け加えておきたいと思います。ありがとうございます。それでは、これで二つ目終わりました。

#### **4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(第30回奈良県夜間中学研究集会)**

**○教育長** 続いて、三つ目でございます。後援名義使用許可申請についてでございます。

一つ目、第30回奈良県夜間中学研究集会について、奈良県夜間中学連絡協議会から出ております。これは、教育総務課指導主事、説明をお願いします。

**○教育総務課指導主事** 35ページから39ページをご覧ください。

奈良県夜間中学連絡協議会より、第30回奈良県夜間中学研究集会後援名義の依頼がありました。

目的趣旨は35ページの中にあるのですが、奈良県夜間中学連絡協議会は、夜間中学の教育の中身を点検し、もっとすばらしいものにしていこう、お互いの夜間中学の様子を知り、つながろう、夜間中学運動をもっと広め、増設の展望を明らかにしよう、夜間中学に行きたい人が大切にされる世の中にしようという研究主題を、そして、実践交流を中心に取り組んでこられています。これが目的です。

昨年2月に予定されていましたが、第29回奈良県夜間中学研究集会は、コロナウイルス感染症のために、誌上開催形式となったということです。今回、第30回奈良県夜間中学研究集会は、奈良市で開催されることが決定されたということで、後援名義について持ってこられました。

次のページにありますように、開催場所は、奈良市立春日中学校夜間学級。開催期日は、2024年3月3日日曜日となっております。

37ページに開催要項、38ページから39ページに夜間中学のお知らせということで、全国的なこと、流れや思いが書かれております。それを添付しております。他の後援名義に申請されたところも書かれています。以上です。ご審議よろしくをお願いします。

**○教育長** ありがとうございます。夜間中学の研究集会につきまして、これは毎年、たしか申請があったと思います。

どうでしょうか。夜間中学校も奈良県では奈良市の春日中学校夜間中学、天理北夜間中学、それから、畝傍の畝傍夜間中学と三つございます。そういう中で連携して連絡協議会、毎年研究発表もされています。

もう一つは、奈良にも、たしかここに書いてますように、あと自主夜間中学校も結構あります。この辺は、たしか平成28年に、教育機会確保法というのが成立されて、その中で夜間中学校のことが、たしか言われてたと思います。たしかその1年後には施行となって、そこから全国に夜間中学校を設置しなさいというような、国からの通達があって、かなり今、夜間中学校は設置されているような状況でございます。広陵町では、天理北中に1名の方、それから、畝傍夜間中学校に、前まで3名おられたんですが、2名お世話になっております。ただちょっと聞いてましたら、かなり夜間中学校、籍はあるのですが、あまり学校には行かれてない状況がいろいろあるみたいですが、取りあえずは、年間1人当たり十何万円負担しているようには思いますので、負担はさせていただいてと思います。

そういったことでこの依頼がございました。これについてはどうでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、承認という形でよろしく申し上げます。

#### 4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(ヒューマンアカデミーロボット教室 ロボット製

##### 作無料イベント)

**○教育長** それで二つ目です。ヒューマンアカデミーロボット教室、ロボット製作無料イベントについて、40ページをご参照ください。これも教育総務課指導主事、お願いします。

**○教育総務課指導主事** 40ページから55ページ、かなり長くなりますが、資料を添付しております。ヒューマンアカデミー株式会社より、後援名義の使用承認申請書が出ております。

まず、40ページに書かれていますことですが、事業名は、ヒューマンアカデミーロボット教室、ロボット製作無料イベント。ビラ等に後援名義をということです。

それから、開催日時は2024年の2月19日から2024年4月30日まで。午前9時から18時までということになってます。開催場所は、三つの住所が書かれています。個別学習の一番上、広陵町馬見北は、個別学習のセルモという名前のところ。それから、香芝市別所も、個別学習のセルモ。それから、香芝市北今市は、香芝カルチャーセンターという名前で、後ろの資料に載ってありました。

事業概要ですが、プログラミング教育や2024年の学習指導要領改訂に対する保護者の理解・関心を高めるという目的が書かれています。後ほど企画書にも出てきますが、小学生を対象にSTEM教育の体験を通じ、プログラミング的思考、論理的思考力、主体性や知的好奇心など様々な能力を身につけるために地域性を育む活動・促進へ貢献することを目的としており、2025年度学習指導要領改訂に伴い、今後どのような能力が必要とされるのか、保護者様と一緒に理解を深めていただき、重要性を考えるきっかけにさせていただくため、広陵町内の小学生へ幅広い周知をいただくとなっております。

次のページに、入場料等について書かれています。無料ということです。

企画書を42ページから53ページ添付しております。

44ページには会社概要等について書かれています。

45ページから46ページに、2020年の学習指導要領におけるプログラミングということで、文科省の資料を基に会社が説明されています。

47ページから48ページには、会社が本事業を行う趣旨、目的、先ほども申しましたが、そういう概要が書かれています。その48ページの中に、キットを使うわけですが、会社独自の事業で使うキットの販売は一切いたしませんと言文が書かれておりました。

49ページには事業スキームということで書かれています。後援申請後、承認されたら、各小学校

へビラ等を一斉配布し、その後、体験会という流れになっています。

50ページには、募集方法と実施後のフォローについて書かれておまして、パンフレット配布ということで広報方法を考え、事業終了後のフォロー体制ということで、ご紹介のところに、本コースの説明を強く希望される方がいらっしゃる場合のみ補足として説明をするということです。その中では、これはどういう意味か、勧誘はしないという意味で受け取っていいのかどうかちょっと分かりませんが、そういうような文言は一応書かれています。ただし、アンケートは取るということになっております。

51ページに他市での実績、52ページにも載っております。

54ページ、収支予算書が、その後つけてあります。

55ページは、パンフレットのサンプルということで添付されております。

以上、頂いた資料から分かる範囲でご説明させていただきました。ご審議よろしくお願ひします。

**○教育長** ありがとうございます。

かなり資料が多いように思いますが、見ていただいてどうでしょうか。これは初めての申請だと思います。

結構、他市でやられている状況の中では、これを見ていたら、東北、関東、中部、北陸、東海の三重県までは来てるということで、西日本は全然ないですね、これ、不思議と。

この実施日については、2月19日から4月30日の間に行くということ。だから、取りあえずこれは、後援名義があって、その後、日程を設定されるということなんですよ。

**○教育総務課指導主事** だと思うのです。それで、1回でやる人数が少なく書いてあったので、分散させるのかも分からないです。

**○教育長** そんなにたくさんは無理なんですよ。どうでしょうか。何かご意見、またご質問ございませんでしょうか。

**○教育委員A** 一つよろしいでしょうか。49ページの真ん中辺り、広報のところ、各小学校へ一斉配布依頼とこうなってますね、チラシを。これは、私もNPOに関係してて、こういうことをやってるんですが、学校で受けていただけますかね。子どもたち一人一人にチラシを配るという意味だとは思ってますね。

**○教育長** ということは、担任から絶対配ってくれとなる。

**○教育委員A** そういうことですね。

**○教育長** 最近よく言われるのは、先生方、働き方改革の中でこんなもう配ってもらったら困るみたいなことも若干あるんですよ。

**○教育委員A** そうですね。だから、私、関係してる場所、この3月の終わりに事業をやるんですが、そのチラシを県の教育委員会と共催事業なんですが、チラシを30万枚ほど刷ったんですけど、配らずじまいで。

**○教育長** ああそうですか。

**○教育委員A** なかなか難しい点があって。だからこれは、こうされたときに、この団体はどうイメージしておられるのか。学校へ直接行って、子どもたちの数を、持って行って配ってくれと依頼されるのか、どういう形考えられてるんですかね。我々初め、40枚ずつを各学校のクラス分に入れて送る準備をしてたんですが、ちょっとなかなかうまくいかなくて、私個人的に町内の小中に行かせてもうたんですが、それでも遠慮して、全部よう持っていきませんでした。

**○教育長** そうですか。

ただ、一つは県の教育委員会とかその辺が後援とかになってる状況であれば、学校で配ってもらっても、私は、SNSというのが発達してるのはわかるのですが、やはり子どもたちが直接持って帰って、保護者の方の目に触れるのとやっぱり違うように思います。だから、先生方の働き方改革、それを前面に出したら、それはしんどい状況あるんですが、そこはそうじゃないだろうかと、町長もこの前言っておられたんですが、やっぱりそれを周知するには、人海戦術じゃないけど、人の手を借りてするのが一番スムーズに行くのかなと思ってますので、あまりそこは、ちょっと先生方頼むと校長がその辺言うのと、何となく違うようには感じるんですけどね。どうでしょうかね。

**○教育委員A** 私、回らせてもらったとき、かなり校長先生は協力的やったんです。全部ないから俺刷ったるわと言ってくれた校長先生もおられるんですね。ちなみに、山村町長も、うちのほかの役員と一緒に席で話ししたら、いやそんなん配ったたらええやんと、こうおっしゃってたという話なんですけどね。しかし、それはやっぱり学校へ直接お願いに行ってるのに、町長さんがおっしゃってたなんてことはちょっと言えませんから。

**○教育長** それはそうですよね。

**○教育委員A** だから、結局はやっぱり全部、多分、子どもたちの手元には届いてないんじゃないかなと思いますね。反応が悪かったですからね。

**○教育長** そうですか。

**○教育委員A** 去年、おとしは、北と南で百数十名の参加者、希望あったんですが、この間、会議開いて集計したら、両方でまだ40名から50名の間なんです。だから、これもどういうイメージかなと思って。

**○教育長** 教育総務課指導主事、担当者自体がこの一斉配布依頼というのは、依頼やから、最終的に学校でまいてくれということなんでしょうが、教育委員会に持ってきて配ってくれというのか、学校へ直接持って行って配ってくださというのか、その辺は分からないですね。

**○教育総務課指導主事** そうですね。学校の人数を聞かせてくださいと大概言われるんです。学年ごとに分けて送ってきていただいて、あとはポストに入れるのが一番多いんです。

**○教育委員B** 50ページのところに書いてありますわ。チラシ概要のところ。上のところですかね。市内小学校、下記チラシを配布していただけないかご依頼いたします。各学校の負担にならないよう、各クラス人数をお伺いした上で、クラスごとに枚数を分けたものを郵送もしくは直接お持ちしますとは書いてあります。印刷云々じゃなくて、僕はもう配ること自体が結構そんな簡単な話じゃないということ、現場にとったらあると思います。帰りに全ての学級を、ひよっとしたら掛け持ちで、帰らさなあかんことだって日によってあるわけですから、いいか悪いかは別にして、そこまでしたら負担にならないかという、やっぱり負担にはなると思いますのでね。

**○教育長** 一番負担にならないのは、枚数に分けたものを郵送もしくは直接お持ちしますということなので、郵送が一番いいのか。まずはいろんな状況ありますが、承認するかしないかということになるかなとは思いますが。

**○教育委員A** 今余計なこと言いましたけど、内容は、私は特に異論はありません。当然これ郵送するにしても、学校へクラスに分けた分を送って、そこからは学校に、先生方へお願いするという意味ですからね。個人一人ではないと思いますね。個人数送ったら、切手代、今何ぼですか、82円かな、83円ですか。

**○教育長** まさか郵送にはならんでしょうね。

**○教育委員A** それはとても無理です。

**○教育長** 学校全体にぼんと分けたものが郵送されてということでしょうね。

どうでしょうか、その辺も含めてです。趣旨としては別に子どもたちにとってということになるんですが、その周知方法ですね。なかなか最近難しい部分が出てきてるので、後援されてるところは割と学校を通じてというか、子どもたちにチラシ等を、今までは配布されてた状況かなとは思うのです。

**○教育委員A** 事業をするほうからしたら配ってほしいなというのは正直なところなんですけどね。

**○教育委員C** そもそもこういう一般企業が後援を求めてきて、結局、最終的に教室に来てほしい、宣伝に使いたいということですよ。

**○教育長** 最終的にそうですよ、企業は皆。だから、当然ながら無料ということはあるけども、最終的に何人か来てもらって、その後、興味があったらこういう、多分分かりませんよ、ロボットを作ってもらような形になるのかなとは思いますが。

**○教育委員C** そうそう教室に通うんです、月1万5,000円ぐらいだったかな。

**○教育長** やっぱり企業ですから、最終的には営利目的な部分が当然あるとは思いますが。

○教育委員C 私はそもそもそういうものに対して後援すること自体にちょっとはばかれる、抵抗はあるんです。

○教育長 抵抗があるということですね。

○教育委員A 私は、確かにそういう面はあるとは思いますが、子どもたちがこの間無料で楽しんで、将来に何かつながることであれば、そこまで言うと後援は全てできないと思いますね。それだったら、大学とかやられることも、うちの学校へ将来来てほしいという、どっかでやっぱりそれがあると思うんですよ。だから、前のプールの問題もそうでしたけど、プールも3日間、行けない子どもたちがそこへ行って楽しめたら、それはそれであと誘われたところで、行けなかったら行けないでそれはそれでいいんじゃないかなとそのときは思ってたんですけどね。だから、最近、企業でも、しかし、何ていうんですか、自分の営利とは離れたことで将来の子どもたちを育てようという。

○教育長 いわゆる社会貢献的な部分がありますよね。

○教育委員A それがありますからね。だから、企業が絡んでるからどうのこうのというのはちょっと厳し過ぎるかなという気はしますね。

○教育長 私もどちらかといえば、子どもたちが学習とは違う、学校でめったにこんなロボットのことを学べる機会というのではないと思います。そういう違った機会を、ひとつは提供してもらえるというのは、それはそれでいいのかなと。子どもたちにとっては新たな経験、体験というのは、そこは大事なかなと思うんです。ちょっと行きたいと思う子がいても別にいいのかなと思うんですが、何らかの形で皆、子どもをだしにしてやってる部分はあったかなとは感じてるんです。ただ、最終的に子どもたちに何か返っていったらそれでいいかなと思います。

どうでしょうか。教育委員Cの考えは、どうかなと思われてるということですけど。

○教育委員C でも一応書いてはるんですね。販売はしないとか、広告的なことはしないとか。

○教育長 多分そうです。全国140都市で実施と書いてるから、最初の頃はその辺ではどっかともめた状況もあったかも分かりませんね。

○教育委員A これは香芝市も出しておられるんですかね。

○教育長 そうでしょうね。この場所が香芝ですのですね。

○教育委員C 機会を与えるという意味ではいいんでしょうし、全員に配る必要があるかなというのはいちよっと思っはいます。クラスに置いといて、最後にね。

○教育長 最後取ってもらうとかね。

○教育委員C 気になる人は取って帰ってというぐらいで。

○教育長 そのぐらいでいいのかなと思います。教育総務課指導主事、例えば、広陵町には、いわゆる後援名義の使用承認の申請が出てますね。香芝市も書いてるということは、当然、香芝市もあるんでしょう。場所がこういうことになってるので、ちょっと確認もしていただきたいと思うんですが、基本、どうでしょうか、委員の皆さんにお諮りしますが、これについては承認という形でもよろしいですか。それとも、保留ということにしましょうか。どうでしょうか。

○教育委員C 後援の規定に反しなければいいと思います。

○教育長 規定には反してないですよ。たしか。どうでしょうか。承認ということでもよろしいですか。分かりました。承認ということで。あとは、香芝市の確認またしておいてください。

○教育総務課指導主事 分かりました。

○教育長 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

#### 4 議案 (3) 後援名義使用許可申請について(第16回北葛城郡少年少女空手道選手権大会)

○教育長 それでは、後援名義の最後です。第16回北葛城郡少年少女空手道選手権大会について、北葛城郡の空手道連盟からございます。56ページをご参照ください。

教育総務課指導主事、よろしくお願ひします。

○教育総務課指導主事 56ページから61ページです。確かに56ページ、王寺町になってました。

○教育長 差し替えですね。こんなんでは承認できませんね。

○教育総務課指導主事 北葛城郡空手道連盟より、広陵町へ、後援名義使用許可申請が出ております。

名前は、第16回北葛城郡少年少女空手道選手権大会。

主催者は、北葛城郡の空手道連盟。

後援先ですが、奈良県空手道連盟ということになってます。

目的は、青少年育成事業の一環として青少年の空手道技術習得の発表の場とするとなっています。

実施日時及び場所ですが、令和6年2月18日9時から17時ということで、場所が書かれていませんが、次のページに、王寺町のいずみスクエアとなっております。

入場料・対象者・参加人数ですが、入場料はなし。対象者は、幼稚園、小学生、中学生、大体150名となっています。その大会に参加するのは、参加者は1種目につき2,000円と書かれていました。

過去の実績ですが、第1回から第10回は広陵町の体育館ということで書いてます。その後、コロナで3年間中止と、第8回は王寺アリーナ、第14回王寺いずみスクエアということで、今回は16回ですが、あとの会は中止になったということだと思います。詳しくは57から60ページに添付されています大会要項をご覧ください。また、61ページには役員名簿が添付されています。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。今、説明をしていただきましたが、これについてどうでしょうか。過去には、多分これも承認してたと思います。コロナでなくなった経緯があったと、中断とかあったと思いますので。ただ気になるのが、三つ目です。他の後援先、奈良県後援は、担当課を明記ということを書いていて、県の空手道連盟、こんなん上位組織だから、こんなのは主催だと本来思うのですが。それじゃなくて、北葛と書いているのですが、あとの例えば3町がどんな対応をしているか、普通だったら北葛の子どもたちを相手するので、あとの3町も当然ながら、後援はほかにもこの町がありますと本来ここに書いておくべきではないのかな。

○教育総務課指導主事 役員も広陵町の方1人、あとは上牧がほとんどで、違う町の方なんです。

○教育長 ここに連盟の役員名簿あるのか。当然ながらほかの町も後援してますよね、今まで多分してきたんですけどね、ちょっと3番が気になって、この書き方ってどうなんやろうなと思ったんです。

○教育総務課指導主事 直接はの方とお会いしてないので。

○教育長 郵送してきたんでしょう。

○教育総務課指導主事 届いてきたものなので。

○教育長 多分、もう四、五年やってなかったら、担当者が代わっていて、そのやり方を忘れてる状況あるかも分かりません。申請の仕方等。新たに形だけつくってというような状況あるかも分かりませんね。

○教育総務課指導主事 1回電話で確認します。

○教育長 そうですね。

○教育総務課指導主事 承認はするお話として決まったんですが、ほかの町はどうなってるんですかということ。

○教育長 そうですね。そこの確認はしておいてもらえたらと思うんです。過去に承認してますから。取りあえず承認でよろしいでしょうか。あとの確認だけきっちりさせていただこうと思います。ありがとうございます。

それでは、後援名義の使用許可申請につきましては、以上で終わらせていただきます。